

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目		検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
1(1)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	・出入口の幅及び高さを、それぞれ70cm以上、1.8m以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第四号【旧令第129条の8第四号】	状態
		手すりの位置及び取付けの状況	・階段両側へ側壁又は手すりを設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第五号【旧令第129条の8第五号】	
		階段の状況	・階段のけあげを23cm以下、踏面15cm以上とすること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第五号【旧令第129条の8第五号】	
1(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	・機械室への換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第三号【旧令第129条の8第三号】	状態
1(4)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電池回路等の設置の状況	○天井救出口のないエレベーター ・予備電源等により制御器を操作することでかごを昇降させる装置又は手巻きハンドル等を設けること。	平成12年6月1日	・平12建告第1413号第1第一号ロ	状態
			○機械室なしエレベーター ・非常の場合に昇降路外においてかごを制御できる装置を設けること。 →基準強化：ワイヤーロープを用いた構造の手動救出装置は当該ワイヤーロープを壁、床その他の建築物の部分に固定すること。	平成12年6月1日 平成24年8月1日	・旧平12建告第1413号第1第四号ホ ・平12建告第1413号第1第三号ト	
1(14)	巻上機	保持力の状況	・かごに積載荷重の1.25倍（フォークリフト等を使用するエレベーターは1.5倍）の荷重が加わった場合にかご位置が著しく変動しないこと（床合わせ補正装置を設ける場合を除く）。 →基準強化：低昇降行程、小容量エレベーターでかごの床面積が1.1m ² を超えるものは、積載荷重の1.75倍の加重が加わった場合にかご位置が著しく変動しないこと。	平成12年6月1日 令和6年4月1日	・平12建告第1429号第1第一号 ・平12建告第1429号第1第一号	状態
1(18)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	・駆動装置、制御器の転倒、移動防止対策を講ずること。 →基準強化：駆動装置、制御器をボルト等により緊結すること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の7 ・平21国告第703号第一号から第三号	状態
			・次に掲げる主要な支持部分に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
		1)機械室ありエレベーター:マシンビーム 2)機械室なしエレベーター:頂部綱車のはり			時期	
	ロープガード等の状況	・主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化:ロープガード等による措置を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第2項第二号 ・平20国告第1498号	状態	
2(3)	主索又は鎖	主索の径の状況 鎖の摩耗の状況	・主索に耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。 ・鎖に耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日 平成26年4月1日	・平25国告第1047号 ・平25国告第1047号	時期
2(5)	主索又は鎖及び调速機ロープ取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	・主索の端部に耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
2(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	作動の状況	○巻き胴式エレベーター ・主索(鎖)が緩んだ場合において動力を自動的に切ること。	昭和34年1月1日 昭和57年12月1日	・平12建告第1423号第2第七号 【旧令第129条の9第1項第十一号】	状態
2(8)	はかり装置	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	○乗用エレベーター又は寝台用エレベーター ・積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止すること。 →基準定量化:積載荷重の1.1倍を超えた場合において警報を発し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に静止すること。	昭和46年1月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の9第1項第十二号イ ・令第129条の10第3項第四号イ	状態
2(9)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	・かごの停止位置が著しく移動した場合、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合、自動的にかごを制止すること。	平成21年9月28日	・令第129条の10第3項第一号	状態
2(10)	地震時管制運転装置	加速度を検知する部分の取付けの状況 作動の状況	○昇降行程の短いエレベーター、人が乗らないエレベーター以外のエレベーター ・地震その他の衝撃により生じた大臣が定める加速度を検知する装置を設けること。 ・装置動作後、最寄り階へ停止すること。	平成21年9月28日 平成21年9月28日	・平20建告第1536号第2第一号、第二号 ・令第129条の10第4項 ・平20建告第1536号第2第三号(かごの定格速度が240m以上の乗用エレベーター)	状態

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
				ター及び寝台用エレベーターにあつては、平12建告第1413号第1第五号)	状態	
	予備電源の作動の状況	・停電時に地震時管制運転措置を動作継続できる予備電源を設けること。	平成21年9月28日	・平20建告第1536号第2第四号		
3(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	かご内の人又は物による衝撃に対し安全な構造並びにかご内の人又は物がつり合いおもり等に触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： ・壁の強度等の要求性能を満たしていること。 ・壁に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること。	昭和34年1月1日 平成21年9月28日 平成22年9月28日	旧令第129条の5第一号、第三号 平20国告第1455号第1第一号から第四号、第六号、第七号、第九号 平20国告第1455号第1第五号	状態
3(2)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	かご内の人又は物による衝撃に対し安全な構造並びにかご内の人又は物がつり合いおもり等に触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： ・戸の強度等の要求性能を満たしていること。 ・戸に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること、乗用エレベーター、寝台用エレベーターの出入口の戸は引き戸とすること。	昭和34年1月1日 平成21年9月28日 平成22年9月28日	旧令第129条の5第一号、第三号 平20国告第1455号第1第一号、第四号、平20国告第1455号第2第一号、第六号 平20国告第1455号第1第五号、平20国告第1455号第2第二号	状態
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の寸法等の要求事項を満たしていること。	平成21年9月28日	平20国告第1455号第2第三号、第四号	
		戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	自動的に閉鎖する構造の戸は反転作動できること。	平成21年9月28日	平20国告第1455号第2第七号	
3(6)	かご操作盤及び表示器	押しボタン等の作動の状況	○かごの戸、天井等がない自動車用エレベーター ・操作盤は自動車運転席から操作できること。	平成12年6月1日 平成21年9月28日	平12建告第1413号第1第七号イ(3) 【旧平12建告第1413号第1第六号イ】	状態
3(11)	かごの照	設置、作動及	・床面で50ルクス(乗用及び寝台用)	平成21年9月28日	平20国告第1455号	

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
	明装置	び照度の状況	以外のエレベーターは25ルクス)以上の照明装置を設けること。		第1第八号 状態
3(12)	停電灯装置	設置、作動及び照度の状況	・乗用及び寝台用エレベーターは停電の場合においても床面で照度1ルクス以上の照明装置を設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の10第3項第四号 【旧令第129条の9第1項第十二号ロ】 状態
3(13)	かごの床先	かご床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	○乗用及び寝台用エレベーター ・出入口床先とかご床先との水平距離4cm以下とすること。 →基準付加：乗用及び寝台用エレベーターにあつては、かご床先と昇降路壁との水平距離12.5cm以下とすること。	昭和34年1月1日	・旧令第129条の6第四号 ・令第129条の7第四号【旧令第129条の6第四号】 ・平25国告第1050号 状態
			○乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター ・上下戸等で戸の上端が敷居の一部と見做される場合はかごと床先間のすき間の寸法から戸の厚み及び当該戸と出入口枠の間のすき間の和を差し引いた値を4cm以下とすること又はかごと床先間に渡し板を設けること。	昭和56年6月1日	
				平成26年4月1日	
4(5)	頂部綱車	取付けの状況	→頂部綱車用支持ばり等が構造計算により地震その他の振動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること。(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号 1(18)に読み替える
4(7)	かごの非常救出口	構造及び設置の状況	・非常の場合においてかご内の人をかご外に救出することができること。 →基準変更：救出口を天井救出口に限定 →基準緩和：天井救出口を設けないエレベーターを位置付け →基準強化：救出口へのロック装置、スイッチ取付け、天井救出口と側部救出口との関係等の要求事項を満たしていること（かごの戸、天井等がない自動車用エレベーターを除く。）。	昭和34年1月1日 昭和46年1月1日 平成12年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条の5第四号 ・旧令第129条の5第四号 ・平12建告第1413号第1第一号イ ・令第129条の6第一号、四号 ・平20国告第1455号第二号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあつては、平12建告第1413号第1第一号イ） 状態
4(10)	ガイドレール及び	取付けの状況	○機械室なしエレベーター ・かごの固定荷重又は積載荷重が	平成26年4月1日	・平25国告第1047号

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目		検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
	ブラケット		常時作用するガイドレールに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。			時期
(11)	施錠装置	ロック機構の状況	<ul style="list-style-type: none"> かごが戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人等が昇降路への落下を防止する施錠装置を設けること。 係合部分の寸法は7mm以上とする等の要求事項を満たしていること。 →基準強化：鍵を用いずに開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないこと。 	<p>平成21年9月28日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成24年8月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令第129条の7第三号 平20国告第1447号第二号、第三号、第四号、第六号 平20国告第1447号第三号 	状態
4(12)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 壁の強度等の要求性能を満たしていること。 壁に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること。 	<p>昭和34年1月1日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年9月28日</p> <p>平成24年6月7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条6第三号 平20国告第1454号第一号、第二号、第九号 平20国告第1454号第三号 	状態
4(13)	乗り場の戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 戸の強度等の要求性能を満たしていること。 戸に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること、乗用エレベーター、寝台用エレベーターの出入口の戸は引き戸とすること。 	<p>昭和34年1月1日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の6第三号 平20国告第1454号第一号、第二号、第四号、第五号、 平20国告第1454号第三号、第六号 	状態
		戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	<ul style="list-style-type: none"> 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の寸法等の要求事項を満たしていること。 	<p>平成21年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平20国告第1454号第七号、第八号 	
4(14)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。 	<p>昭和56年6月1日</p> <p>平成21年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の4第2項第二号 平20国告第1498号 	状態
		ガイドレールとのかかりの状況	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターのかご又はつり合いおもりが地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合部にあっては地震その他の震動によって外れない構造とすること。 	<p>昭和56年6月1日</p> <p>平成12年6月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の4第4項第三号 令第129条の4第3項第三号 	

既存不適格判定基準（ロープ式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
		と。 →基準強化：ガイドレール等のたわみ量と外れ止めとの有効かかり代の耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成21年9月28日	・平20国告第1494号	時期	
	突出物の状況	・昇降路内に突出物を原則設けないこと。 →基準強化：主索その他の索に引っ掛かり防止対策を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条の6第六号 ・令第129条の7第五号 ・平20国告第1495号	状態	
4(16)	釣合おもり各部	・釣合おもり枠に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1048号	時期	
	釣合いおもり片の脱落防止措置の状況	・通しボルト、押さえ金具、枠連結金具等に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1048号		
5(3)	乗り場の戸の遮煙構造	・停電時の戸閉機能の状況 ・火災時の戸閉機能の状況 ・戸閉時間の状況（戸の面積が3㎡以内のものに限る。）	・停電時の戸閉機能を設けること。 ・火災時の戸閉機能を設けること。 ・人の出入りの後20秒以内に閉鎖すること。	平成14年6月1日 平成14年6月1日 平成17年12月1日	・昭48建告第2563号第1第二号ハ、第2第二号ロ(1) ・昭48建告第2563号第1第二号ハ、第2第二号ロ(1) ・昭48建告第2563号第1第一号イ(2)	状態
6(12)	ピット内の耐震対策	・ロープガード等の状況 ・ガイドレールとのかかりの状況	・主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。 ・エレベーターのかご又はつり合おもりが地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合部にあつては地震その他の震動によって外れない構造とすること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 昭和56年6月1日 平成12年6月1日	・旧令第129条の4第2項第二号 ・平20国告第1498号 ・旧令第129条の4第4項第三号 ・令第129条の4第3項第三号	状態
		→基準強化：ガイドレール等のたわみ量と外れ止めとの有効かかり代の耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成21年9月28日	・平20国告第1494号	時期	
	突出物の状況	・昇降路内に突出物を原則設けないこと。 →基準強化：主索その他の索に引っ掛かり防止対策を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条の6第六号 ・令第129条の7第五号 ・平20国告第1495号	状態	

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目		検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
1(1)	機械室への通路及び出入口の戸	機械室の戸の設置及び施錠の状況	・出入口の幅及び高さを、それぞれ70cm以上、1.8m以上とし、施錠装置を有する鋼製の戸を設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第四号【旧令第129条の8第四号】	状態
		手すりの位置及び取付けの状況	・階段両側へ側壁又は手すりを設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第五号【旧令第129条の8第五号】	
		階段の状況	・階段のけあげを23cm以下、踏面15cm以上とすること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第五号【旧令第129条の8第五号】	
1(2)	機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等	開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	・機械室への換気上有効な開口部又は換気設備を設けること。	昭和46年1月1日	・令第129条の9第三号【旧令第129条の8第三号】	状態
1(3)	救出装置	手巻きハンドル等又は充電池回路等の設置の状況	○天井救出口のないエレベーター ・予備電源等により制御器を操作することでかごを昇降させる装置又は手巻きハンドル等を設けること。	平成12年6月1日	・平12建告第1413号第1第一号口	状態
			○機械室なしエレベーター ・非常の場合に昇降路外においてかごを制御できる装置を設けること。	平成12年6月1日 平成24年8月1日	・旧平12建告第1413号第1第四号ホ	
1(19)	高圧ゴムホース	油漏れ及び損傷の状況	・高圧ゴムホースに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・令第129条の4第3項第六号 ・平25国告第1047号	時期
1(20)	駆動装置等の耐震対策	転倒及び移動を防止するための措置の状況	・油圧パワーユニット、制御器の転倒、移動防止対策を講ずる。 →基準強化：駆動装置、制御器をボルト等により緊結する。	昭和56年6月1日 昭和57年12月1日 平成21年9月28日	・令第129条の8第1項【旧昭46建告第1687号第7】 ・平21国告第703号第一号から第三号	状態
2(1)	圧力配管	取付けの状況	・圧力配管に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
2(3)	主索又は鎖	主索の径の状況	・主索に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
		鎖の摩耗の状況	・鎖に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	
2(5)	主索又は鎖及び調速機ロー	かご及びシリンダーにおける止め金具の	・主索の端部に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
	ブの取付部	取付けの状況	基に判定)。		
2(6)	主索又は鎖の緩み検出装置	作動の状況	・主索（鎖）が緩んだ場合において動力を自動的に切ること。 昭和34年1月1日 昭和57年12月1日	・平12建告第1423号第5第二号ロ【旧昭46建告第1687号第5第九号イ】	状態
2(7)	はかり装置	警報並びにかご及び乗り場の戸の状況	・積載荷重を著しく超えた場合において警報を発生し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に制止すること。 →基準定量化：積載荷重の1.1倍を超えた場合において警報を発生し、かつ、出入口の戸の閉鎖を自動的に静止すること。 平成21年9月28日	・旧令第129条の9第1項第十二号イ ・令第129条の10第3項第四号イ	状態
2(8)	プランジャー	取付けの状況	・プランジャーに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日 ・平25国告第1047号	時期
2(10)	シリンダー	取付けの状況	・シリンダーに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日 ・平25国告第1047号	時期
2(13)	戸開走行保護装置	設置及び作動の状況	・かごの停止位置が著しく移動した場合、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降した場合、自動的にかごを制止すること。 平成21年9月28日	・令第129条の10第3項第一号	状態
2(14)	地震時管制運転装置	加速度を検知する部分の取付けの状況	○昇降行程の短いエレベーター、人が乗らないエレベーター以外のエレベーター ・地震その他の衝撃により生じた大臣が定める加速度を検知する装置を設けること。 平成21年9月28日	・平20建告第1536号第2第一号、第二号 ・令第129条の10第4項 ・平20建告第1536号第2第三号 ・平20建告第1536号第2第四号	状態
		作動の状況	・装置動作後、最寄り階へ停止すること。 平成21年9月28日		
		予備電源の作動の状況	・停電時に地震時管制運転措置を動作継続できる予備電源を設けること。 平成21年9月28日		
3(1)	かごの壁又は囲い、天井及び床	かごの構造及び設置の状況	・かご内の人又は物による衝撃に対し安全な構造並びにかご内の人又は物がつり合いおもり等に触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： ・壁の強度等の要求性能を満たしていること。 昭和34年1月1日 平成21年9月28日 平成22年9月28日	・旧令第129条の5第一号、第三号 ・平20国告第1455号第1第一号から第四号、第六号、第七号、第九号 ・平20国告第1455号第1第五号	状態
3(2)	かごの戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置	・かご内の人又は物による衝撃に対し安全な構造並びにかご内の	昭和34年1月1日 ・旧令第129条の5第一号、第三号	

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
	の状況	<p>人又は物がつり合いおもり等に触れるおそれのない構造とすること。</p> <p>→基準定量化等：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・戸の強度等の要求性能を満たしていること。 ・戸に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること、乗用エレベーター、寝台用エレベーターの出入口の戸は引き戸とすること。 	<p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平20国告第1455号第1第一号、第四号、平20国告第1455号第2第一号、第六号 ・平20国告第1455号第1第五号、平20国告第1455号第2第二号 	状態
	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の寸法等の要求事項を満たしていること。 	平成21年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平20国告第1455号第2第三号、第四号 	
	戸の反転作動の状況（動力により自閉するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・自動的に閉鎖する構造の戸は反転作動できること。 	平成21年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平20国告第1455号第2第七号 	
3(8)	かご操作盤及び表示器	<p>○かごの戸、天井等がない自動車用エレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・操作盤は自動車運転席から操作できること。 	<p>平成12年6月1日</p> <p>平成21年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平12建告第1413号第1第七号イ(3)【旧平12建告第1413号第1第六号イ】 	状態
3(12)	かごの照明装置	<p>設置、作動及び照度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床面で50ルクス（乗用及び寝台用以外のエレベーターは25ルクス）以上の照明装置を設けること。 	平成21年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・平20国告第1455号第1第八号 	状態
3(13)	停電灯装置	<p>設置、作動及び照度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用及び寝台用エレベーターは停電の場合においても床面で照度1ルクス以上の照明装置を設けること。 	昭和46年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・令第129条の10第3項第四号【旧令第129条の9第1項第十二号ロ】 	状態
3(14)	かごの床先	<p>かご床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況</p> <p>○乗用及び寝台用エレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出入口床先とかご床先との水平距離4cm以下とすること。 <p>→基準付加：乗用及び寝台用エレベーターにあっては、かご床先と昇降路壁との水平距離12.5cm以下とすること。</p>	<p>昭和34年1月1日</p> <p>昭和56年6月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・旧令第129条の6第四号 ・令第129条の7第四号【旧令第129条の6第四号】 	状態
		<p>○乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上下戸等で戸の上端が敷居の一部と見做される場合はかごと床先間のすき間の寸法から戸の厚み及び当該戸と出入口枠の間の 	平成26年4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・平25国告第1050号 	

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
		すき間の和を差し引いた値を4cm以下とすること又はかごと床先間に渡し板を設けること。				
4(10)	かごの非常救出口	構造及び設置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 非常の場合においてかご内の人をかご外に救出することができること。 →基準変更：救出口を天井救出口に限定 →基準緩和：天井救出口を設けないエレベーターを位置付け →基準強化：救出口へのロック装置、スイッチ取付け、天井救出口と側部救出口との関係等の要求事項を満たしていること（かごの戸、天井等がない自動車用エレベーターを除く。）。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年1月1日 昭和46年1月1日 平成12年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日 	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の5第四号 旧令第129条の5第四号 平12建告第1413号第1第一号イ 令第129条の6第一号、四号 平20国告第1455号第二号（かごの天井部に救出用の開口部を設けないエレベーターにあっては、平12建告第1413号第1第一号イ） 	状態
4(13)	施錠装置	ロック機構の状況	<ul style="list-style-type: none"> かごが戸の位置に停止していない場合において昇降路外の人等が昇降路への落下を防止する施錠装置を設けること。 係合部分の寸法は7mm以上とする等の要求事項を満たしていること。 →基準強化：鍵を用いずに開こうとした場合においても施錠された状態を保持する力が減少しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年9月28日 平成21年9月28日 平成24年8月1日 	<ul style="list-style-type: none"> 令第129条の7第三号 平20国告第1447号第二号、第三号、第四号、第六号 平20国告第1447号第三号 	状態
4(14)	昇降路における壁又は囲い	昇降路の構造及び設置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 壁の強度等の要求性能を満たしていること。 壁に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること。 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年1月1日 平成21年9月28日 平成22年9月28日 平成24年6月7日 	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の6第三号 平20国告第1454号第一号、第二号、第九号 平20国告第1454号第三号 	状態
4(15)	乗り場の戸及び敷居	戸及び敷居の構造及び設置の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 戸の強度等の要求性能を満たしていること。 戸に使用するガラスの規格等の要求事項を満たしていること、乗用エレベーター、寝台用エレベーター 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和34年1月1日 平成21年9月28日 平成22年9月28日 	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の6第三号 平20国告第1454号第一号、第二号、第四号、第五号、 平20国告第1454号第三号、第六号 	状態

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
		ターの出入口の戸は引き戸とすること。			状態
	戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の状況	・戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の寸法等の要求事項を満たしていること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。	平成21年9月28日	・平20国告第1454号第七号、第八号	
4(16)	昇降路内の耐震対策	ロープガード等の状況 ・主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第2項第二号 ・平20国告第1498号	状態
	ガイドレールとのかかりの状況	・エレベーターのかご又はつり合おもりが地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合部にあつては地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準強化：ガイドレール等のたわみ量と外れ止めとの有効かかり代の耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	昭和56年6月1日 平成12年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第4項第三号 ・令第129条の4第3項第三号 ・平20国告第1494号	時期
	突出物の状況	・昇降路内に突出物を原則設けないこと。 →基準強化：主索その他の索に引っ掛かり防止対策を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条6第六号 ・令第129条の7第五号 ・平20国告第1495号	状態
5(3)	乗り場の戸の遮煙構造	停電時の戸閉機能の状況 ・停電時の戸閉機能を設けること。	平成14年6月1日	・昭48建告第2563号第1第二号ハ、第2第二号ロ(1)	状態
	火災時の戸閉機能の状況	・火災時の戸閉機能を設けること。	平成14年6月1日	・昭48建告第2563号第1第二号ハ、第2第二号ロ(1)	
	戸閉時間の状況（戸の面積が3㎡以内のものに限る。）	・人の出入りの後20秒以内に閉鎖すること。	平成17年12月1日	・昭48建告第2563号第1第一号イ(2)	
6(11)	ピット内の耐震対策	ロープガード等の状況 ・主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第2項第二号 ・平20国告第1498号	状態
	ガイドレールとのかかりの状況	・エレベーターのかご又はつり合おもりが地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合部にあつては地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準強化：ガイドレール等のたわみ量と外れ止めとの有効かかり代の耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に	昭和56年6月1日 平成12年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第4項第三号 ・令第129条の4第3項第三号 ・平20国告第1494号	時期

既存不適格判定基準（油圧式）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
		判定)。			
	突出物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路内に突出物を原則設けないこと。 →基準強化：主索その他の索に引っ掛かり防止対策を講ずること。 	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条6第六号 令第129条の7第五号 平20国告第1495号 	状態

既存不適格判定基準（段差解消機）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
1(4)	駆動方式（ロープ式・巻胴式）	主索の径の状況	主索に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
		主索と昇降路の横架材の横架材並びにかご及び釣合おもりにおける止め金具の取付けの状況	支持梁に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	
		巻き胴式における主索の緩み検出装置の作動の状況	主索（鎖）が緩んだ場合において動力を自動的に切る。	昭和34年1月1日	平12建告第1423号第2第七号【旧令第129条の9第1項第十一号】	状態
		○ チェーンスプロケット式鎖の摩耗の状況	鎖に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
		○ チェーンラックピニオン式鎖の摩耗の状況	鎖に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	昭和57年12月1日 平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
2(11)	高圧ゴムホース	油漏れ及び損傷の状況	高圧ゴムホースに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
2(12)	圧力配管	取付けの状況	圧力配管に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
2(14)	ブランジャー	取付けの状況	ブランジャーに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期
2(16)	シリンダー	取付けの状況	シリンダーに耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	平25国告第1047号	時期

既存不適格判定基準（段差解消機）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
2(17)	主索又は鎖（間接式のエレベーターに限る）	主索の径の状況	・主索に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
		鎖の摩耗の状況	・鎖に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
2(20)	主索又は鎖の取付部	昇降路の横架材並びにかご及び釣合いおもりにおける止金具の取付けの状況	・主索の端部に耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
2(21)	主索又は鎖の緩み検出装置	作動の状況	・主索（鎖）が緩んだ場合において動力を自動的に切ること。	昭和34年1月1日 昭和57年12月1日	・平12建告第1423号第5第二号ロ【旧令第129条の9第1項第十一号】	状態
3(7)	耐震対策	ロープガード等の状況	・主索が綱車から外れることを防止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる措置を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第2項第二号 ・平20国告第1498号	状態
		ガイドレールとのかかりの状況	・エレベーターのかご又はつり合おもりが地震その他の震動によって外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合部にあつては地震その他の震動によって外れない構造とすること。	昭和56年6月1日 平成12年6月1日	・旧令第129条の4第4項第三号 ・令第129条の4第3項第三号	
			→基準強化：ガイドレール等のたわみ量と外れ止めとの有効かかり代の耐震対策が講じられていること（耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定）。	平成21年9月28日	・平20国告第1494号	
		突出物の状況	・昇降路内に突出物を原則設けないこと。 →基準強化：主索その他の索に引っ掛かり防止対策を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条6第六号 ・令第129条の7第五号 ・平20国告第1495号	状態
		転倒及び移動を防止するための措置の状況	・駆動装置、制御器の転倒、移動防止対策を講ずること。 →基準強化：駆動装置、制御器をボルト等により緊結すること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の7 ・平21国告第703号第一号～第三号	
4(1)	かごの壁又は囲い、	かごの構造及び設置状況	・高さ1m以上の壁若しくは囲い又は昇降路の側壁その他のものに	平成12年6月1日	・旧平12建告第1413号第1第七号イ(1)	

既存不適格判定基準（段差解消機）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
天井及び床		<p>挟まれるおそれのない部分に面する部分で、かごの床から 15cm 以上の立ち上がりかつ高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けること（昇降行程が 1m 以下で手すりを設けたものを除く。）。</p> <p>→基準緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> かごの昇降の操作をかご内の人が行うことのできない 1 人乗りエレベーター：高さ 65cm 以上の壁若しくは囲い又は昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する部分で、かごの床から 7cm（出入口の幅が 80cm 以下の場合は 6cm）以上の立ち上がりかつ高さ 65cm 以上の丈夫な手すりを設けること（昇降行程が 1m 以下で手すりを設けたものを除く。）。 上記以外：高さ 1m 以上の壁若しくは囲い又は昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面する部分で、かごの床から 15cm 以上の立ち上がりかつ高さ 1m 以上の丈夫な手すりを設けること（昇降行程が 1m 以下で手すりを設けたものを除く。）。 <p>→基準強化：昇降行程が 1m 以下のエレベーターのかごの壁又は囲い等の緩和規定廃止</p>	<p>平成14年6月1日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成30年4月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧平12建告第1413号第1第七号イ(1) 平12建告第1413号第1第九号イ(1) 	<p>状態</p> <p>状態</p>
4(2) かごの戸又は可動手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置状況	<ul style="list-style-type: none"> 出入口へ戸又は可動式手すりを設けること。 	<p>平成12年6月1日</p> <p>平成30年4月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1413号第1第九号イ(2) 	<p>状態</p>
4(3) かごの戸又は可動手すりのスイッチ	スイッチの設置及び作動の状況	<ul style="list-style-type: none"> かご及び昇降路の全ての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させないこと。 	<p>平成12年6月1日</p> <p>平成30年4月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1413号第1第九号ハ 	<p>状態</p>
4(8) 用途、積載量及び最大定員の標識	設置及び表示の状況	<ul style="list-style-type: none"> 用途、積載量及び最大定員（かごの床面積が 2m² 以下のものにあつては 1 人、床面積が 2m² 超 2.25m² 以下のものにあつては 2 人）を明示すること。 →基準強化 最大定員について、積載荷重を平12建告第1415号第五号に定める数値、重力加速度を 9.8m/s²、1 人当たりの体重を 65kg、車いすの重さを 110kg として計算したものとすること。 車いすに座ったまま使用する 1 人乗りのエレベーター又は車いすに座ったまま使用することができないエレベーターであること 	<p>平成12年6月1日</p> <p>平成12年6月1日</p> <p>平成30年4月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧平12建告第1413号第1第七号ロ 旧平12建告第1413号第1第七号ロ 	<p>状態</p>

既存不適格判定基準（段差解消機）

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
		を明示すること。 →基準強化 ・1人乗りのエレベーターにあっては車いすに座ったまま使用する1人乗りのものであることを明示すること。	平成21年9月28日	・平12建告第1413号第1第九号イ(3)		
4(9)	車止め	取付けの状況 車止めの取付けの状況 (車止めがある段差解消機のみ対象)	平成30年4月1日	・平12建告第1413号第1第九号イ(1)		
4(10)	かごの床先	かご床先と昇降路壁及び出入口の床先とのすき間の状況	・ 出入口床先とかご床先との水平距離 4 cm以下とすること。 平成12年6月1日 平成21年9月28日	・ 平12建告第1413号第1第九号ロ(2)	状態	
4(12)	かごのガイドシュー等	取付けの状況	・ ガイドシューに耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日	・ 平25国告第1047号	時期
5(2)	乗り場の戸又は可動式の手すりのスイッチ	スイッチの作動の状況	・ かが及び昇降路の全ての戸又は可動式手すりが閉じていなければかごを昇降させることができないスイッチ(昇降行程が1m以下で手すりを設けたものを除く。)を設けること。 →基準強化:昇降行程が1m以下のエレベーターのスイッチの緩和規定廃止 平成12年6月1日 平成30年4月1日	・ 旧平12建告第1413号第1第七号ニ(1) ・ 平12建告第1413号第1第九号ハ	状態	
5(5)	乗り場の戸又は可動式の手すり	戸又は可動式の手すりの構造及び設置状況	・ 出入口の戸又は可動式の手すりを設けること。 平成12年6月1日 平成21年9月28日	・ 平12建告第1413号第1第九号ロ(1)	状態	
5(8)	昇降路側壁等の囲い	囲いの構造及び設置状況	・ 高さ 1.8m 以上の丈夫な壁又は囲いを設けること。 平成12年6月1日 平成21年9月28日	・ 平12建告第1413号第1第九号ロ(1)	状態	
5(9)	ガイドレール及びブラケット	取付けの状況	・ ガイドレール及びレールブラケットに耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日	・ 平25国告第1047号	時期

既存不適格判定基準(いす式)

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準	
1(9)	駆動方式チェーン sprocket 式	鎖の摩耗の状況	・ 鎖に耐震対策が講じられていること(耐震対策及び強度計算結果について施行年月日を基に判定)。	平成26年4月1日	・ 平25国告第1047号	時期

既存不適格判定基準(いす式)

検査項目		検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
	駆動方式 ラックピ ニオン式	鎖の摩耗の状 況	・鎖に耐震対策が講じられている こと(耐震対策及び強度計算結果 について施行年月日を基に判 定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	
1(10)	鎖の緩み 検出装置	作動の状況	・主索(鎖)が緩んだ場合において 動力を自動的に切ること。	昭和34年1月1日 昭和57年12月1日	・平12建告第1423号 第7第二号【旧令第 129条の9第1項第 十一号】	状態
1(13)	かごのガイ ドシュー ー等	取付けの状況	・ガイドシューに耐震対策が講じ られていること(耐震対策及び強 度計算結果について施行年月日 を基に判定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
1(16)	駆動装置 の耐震対 策	転倒及び移動 を防止するた めの措置の状 況	・駆動装置、制御器の転倒、移動防 止対策を講ずること。 →基準強化：駆動装置、制御器を ボルト等により緊結すること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の7 ・平21国告第703号 第一号から第三号	状態
			・マシンビームに耐震対策が講じ られていること(耐震対策及び強 度計算結果について施行年月日 を基に判定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	
2(2)	いす操作 盤のボタ ン等及び 操作レバ ー	設置及び作動 の状況	・昇降はボタン等の操作によって 行い、ボタン等を操作し続けてい る間だけ昇降する構造とすること。	平成12年6月1日 平成21年9月28日	・平12建告第1413号 第1第十号イ	状態
3(3)	ガイドレ ール及び レールブ ラケット	取付けの状況	・ガイドレール及びレールブラケ ットに耐震対策が講じられてい ること(耐震対策及び強度計算結 果について施行年月日を基に判 定)。	平成26年4月1日	・平25国告第1047号	時期
3(7)	耐震対策	ロープガード 等の状況	・主索が綱車から外れることを防 止する措置を講ずること。 →基準強化：ロープガードによる 措置を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日	・旧令第129条の4第 2項第二号 ・平20国告第1498号	状態
		ガイドレール とのかかりの 状況	・エレベーターのかご又はつり合 おもりが地震その他の震動によ って外れない構造とすること。 →基準変更：滑節構造とした接合 部にあつては地震その他の震動 によって外れない構造とすること。 →基準強化：ガイドレール等のた わみ量と外れ止めとの有効かか り代の耐震対策が講じられてい ること(耐震対策及び強度計算 結果について施行年月日を基に 判定)。	昭和56年6月1日 平成12年6月1日	・旧令第129条の4 第4項第三号 ・令第129条の4 第3項第三号	
				平成21年9月28日	・平20国告第1494号	時期
		突出物の状況	・昇降路内に突出物を原則設けな いこと。 →基準強化：主索その他の索に引 っ掛かり防止対策を講ずること。 →基準強化：主索その他の索に引 っ掛かり防止対策を講ずること。	昭和56年6月1日 平成21年9月28日 平成21年9月28日	・旧令第129条6 第六号 ・令第129条の7 第五号 ・平20国告第1495号	状態

既存不適格判定基準(エスカレーター)

検査項目		検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
3(6)	踏段鎖、ベルト又は踏段相互のすき間	踏段相互のすき間	・隣接する踏段の相互間のすき間を5mm以下とすること。	平成12年6月1日	・平12建告第1417号第1第二号【平12建告第1413号第2第三合ハ】	状態
3(7)	スカートガード	踏段とスカートガードのすき間	・踏段側部とスカートガードのすき間を5mm以下とすること。	平成12年6月1日	・平12年建告第1417号第1第一号【平12建告第1413号第2第三合ロ】	状態
4(1)	インレットスイッチ	設置及び作動の状況	・ハンドレール入り込み口に手指、物が入り込んだ時、運転を停止させるスイッチを設けること。	昭和56年6月1日	・平12建告第1424号第二号ホ【旧令第129条の11第2項第四号】	状態
4(3)	スカートガードスイッチ	設置及び作動の状況	・昇降口に近い位置において人又は物が踏段側面とスカートガードとの間に強くはさまれたときに、踏段の昇降を自動制止すること。	昭和56年6月1日	・平12建告第1424号第二号ニ【旧令第129条の11第2項第三号】	状態
4(7)	ハンドレール停止検出装置	作動の状況	・ハンドレールの少なくとも一方が停止した場合、エスカレーターの運転を自動停止すること。	令和6年4月1日	・平12建告第1424号第二号	状態
5(1)	交差部固定保護板	取付けの状況	・建築物の天井、はりその他これらに類する部分又は他のエスカレーターの下面がハンドレールと交差する部分に交差部固定保護板を設けること。	平成12年6月1日	・平12建告第1417号第1第三号	状態
5(2)	転落防止柵、進入防止用仕切板及び誘導柵	ハンドレールと転落防止柵とのすき間	・ハンドレールの外側と転落防止柵とのすき間を160mm以上200mm以下とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第五号	状態
		ハンドレールと誘導柵とのすき間	・ハンドレールの外側と誘導柵との間のすき間を160mm以上とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第六号	
		外側板と進入防止用仕切板とのすき間	・外側板と進入防止用仕切板とのすき間110mm以下とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第七号	
		ハンドレールから仕切板までの距離	・ハンドレール下面と進入防止用仕切板とのすき間を25mm以下とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第七号	
5(4)	踏段上直部の障害物	障害物の状況	・踏段から鉛直距離2,100mm以内に障害物を設けないこと。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第九号	状態
5(5)	交差部可動警告板	取付けの状況	・厚さ3mm以上の角のないもので、その前後は直径50mm以上の円筒形とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第四号	状態
5(7)	登り防止用仕切板	設置の状況	・ハンドレール下面と登り防止用仕切板とのすき間を25mm以上とすること。	令和6年4月1日	・平12建告第1417号第1第八号	状態

既存不適格判定基準(小荷物)

検査項目	検査事項	主な内容	施行年月日	関係法令等	判断基準
4(1)	昇降路における壁又は囲い	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 壁の強度等の要求性能を満たしていること。 壁に使用するガラスの飛散防止措置を講ずること。 	<p>昭和34年1月1日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年9月28日</p> <p>平成24年6月7日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の12 第一号 令第129条の13 第一号 平20国告第1446号 第一号、第二号 平20国告第1446号 第三号 	状態
	可燃物の状況	<ul style="list-style-type: none"> 不燃材料で造り、又はおおうこと。 →基準緩和：難燃材料で造り、又はおおうこと（大臣が定めるもの又は地階又3階以上の階に居室を有さない建築物に設けるものは可燃物可）。 	<p>昭和34年1月1日</p> <p>平成12年6月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の12 第二号 令第129条の13 第二号 	
4(2)	出し入れ口の戸及び出し入れ口枠	<ul style="list-style-type: none"> 昇降路外の人又は物がかご又はつり合いおもりに触れるおそれのない構造とすること。 →基準定量化等： 戸の強度等の要求性能を満たしていること。 戸に使用するガラスの飛散防止措置を講じ、上げ戸又は上下戸とすること。 	<p>昭和34年1月1日</p> <p>平成21年9月28日</p> <p>平成22年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧令第129条の12 第一号 令第129条の13 第一号 平20国告第1446号 第二号、第四号、第五号 平20国告第1446号 第三号 平20国告第1446号 第六号 	状態
	戸相互及び戸と出し入れ口枠とのすき間の状況	<ul style="list-style-type: none"> 戸相互及び戸と出入口枠とのすき間の寸法等の要求事項を満たしていること。 	<p>平成21年9月28日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平20国告第1446号 第七号 	
4(6)	ドアロック	<ul style="list-style-type: none"> かごとその戸の位置に停止していない場合、鍵を用いなければ外から開くことができない構造とすること。 	<p>平成12年6月1日</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令第129条の13 第四号 	状態

昇降機定期検査業務基準書 2025年より抜粋